

後期高齢者医療制度 令和6・7年度の保険料が変わります

問い合わせ

市民課 医療年金係 ☎ 22-7734

後期高齢者医療制度は、2年ごとに保険料を見直すことになっており、この度、令和6・7年度分の新保険料率を決定しました。

令和5年中の所得をもとに計算した保険料額決定通知書は、7月中旬に送付しますので、計算・納付方法等をご確認ください。保険料の納付方法は、原則、年金天引き（特別徴収）となりますが、7月から9月は納付書等（普通徴収）による納付の場合があります。

<保険料の決め方>

均等割額 + 所得割額 = 年間保険料額
(45,840円 → 49,621円) (8.67% → 9.63%) (限度額80万円)

※保険料は、4月から翌年3月までの1年間で計算します。

※所得割額 = (総所得金額等 - 基礎控除額) × 0.0963

※生年月日が、昭和24年3月31日以前の人、もしくは障害認定により資格取得された人は令和6年度のみ保険料限度額は73万円となります。

※所得割率は、総所得金額等から基礎控除額を引いた金額が58万円以下の人は、令和6年度のみ8.98%となります。

所得の低い世帯の被保険者への保険料軽減

所得の低い世帯の被保険者には、均等割額の軽減措置があります。

世帯内の被保険者と世帯主の前年度中所得の合計額	軽減後の均等割額	
43万円 + [10万円 × (給与所得者等の数 - 1)] 以下	7割軽減	14,886円 / 年
43万円 + [10万円 × (給与所得者等の数 - 1)] + (29万5千円 × 世帯内の被保険者数) 以下の場合	5割軽減	24,810円 / 年
43万円 + [10万円 × (給与所得者等の数 - 1)] + (54万5千円 × 世帯内の被保険者数) 以下の場合	2割軽減	39,696円 / 年

※所得等の申告がない場合は、軽減されません。

健保組合等の被扶養者であった被保険者について

健保組合（国保・国保組合を除く）などの被扶養者の人が後期高齢者医療保険に加入した場合、2年を経過する月までは均等割額が5割軽減されます。所得の低い世帯への保険料軽減措置に該当する人は、軽減割合の高い方が優先されます。

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料が二重にかかることはありません

後期高齢者医療制度の被保険者になると、制度加入前の医療保険の資格は喪失します。後期高齢者医療制度加入前に国民健康保険に加入していた場合、後期高齢者医療制度に加入した月から国民健康保険税はかからなくなります。

ただし、国民健康保険税は世帯主に課税するため、後期高齢者医療制度に加入した人が世帯主となっている世帯に国民健康保険の加入者がいるときは、世帯主に国民健康保険税の通知が届きます。

後期高齢者医療・国民健康保険被保険者証 を更新します

問い合わせ

市民課 医療年金係

☎ 22-7734

現在お使いの保険証の有効期限は、7月31日までです。8月1日以降は、新しい保険証をお使いください。有効期限を過ぎた証は、各自で破棄するか市民課または忠海支所へ返却してください。

対象被保険者証	証の色（7月31日まで）	証の色（8月1日から）
国民健康保険	オレンジ色	紫色
後期高齢者医療	紫色	水色

※マイナンバーカードを健康保険証として利用することもできます。

令和6年度国民健康保険税のお知らせ

問い合わせ

税務課 市民税係 ☎22-7732

●令和6年度の税率

国民健康保険税は、世帯ごとに計算し世帯主に課税されます。

税額は、①医療給付費分、②後期高齢者支援金等分、③介護納付金分の3つの合計額です。

区分	算定方法	①医療給付費分 (0～74歳)	②後期高齢者支援金等分 (0～74歳)	③介護納付金分 (40～64歳)
所得割額	(被保険者の総所得金額等 －43万円)×税率(%)	7.21%	2.76%	2.08%
均等割額	被保険者数×税額 ※未就学児はカッコ内の額	30,800円 (15,400円)	11,400円 (5,700円)	10,600円
平等割額	一世帯あたり	19,900円	7,400円	5,100円

●令和6年度の軽減判定所得の基準額

地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得の基準額を変更します。

軽減割合	前年の世帯の合計所得
7割軽減	43万円 + (注) の額 以下
5割軽減	43万円 + (29万5千円×被保険者数) + (注) の額 以下
2割軽減	43万円 + (54万5千円×被保険者数) + (注) の額 以下

(注) 世帯主及び被保険者に給与所得または公的年金所得を有する人がいる場合には、その合計人数から1を減じた数に10万円を乗じた額

介護保険負担割合証を更新します

問い合わせ

地域支えあい推進課 介護保険係

☎22-7743

毎年8月に、要介護認定を受けている全ての人に発行している、「介護保険負担割合証」を更新します。65歳以上の被保険者にかかる介護保険サービスの利用者負担割合は、前年の所得により決定します。新しい証は、7月下旬に送付しますので、有効期限を過ぎた証は、各自で破棄するか地域支えあい推進課または忠海支所へ返却してください。

●利用者負担の割合

本人合計所得金額	年金収入＋その他の合計所得金額		割合
	同一世帯に65歳以上が1人	同一世帯に65歳以上が2人以上	
220万円以上	340万円以上	463万円以上	3割
	280万円以上 340万円未満	346万円以上 463万円未満	2割
	280万円未満	346万円未満	1割
160万円以上 220万円未満	280万円以上	346万円以上	2割
	280万円未満	346万円未満	1割
上記以外及び市民税非課税者・40歳以上65歳未満の人・生活保護受給者			1割

●介護保険負担割合証の色

証の色 (7月31日まで)	証の色 (8月1日から)
紫色	白色

「マイナンバーカードの受取」「電子証明書の更新」夜間・休日開庁のご案内

マイナンバーカードの申請・受取、電子証明書の発行・更新のため、夜間・休日に開庁しますので、ご利用ください。なお、マイナンバーカードに関する業務以外はお受けできませんので、ご了承ください。

夜間開庁日時 7月11日(木)・25日(木)・8月8日(木) 17時15分～19時

休日開庁日時 7月28日(日)・8月25日(日) 9時～12時

受付場所・問い合わせ 市民課 市民係 ☎22-7734



限度額認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について

問い合わせ

市民課 医療年金係

☎ 22-7734

●国民健康保険・後期高齢者医療制度

手術や入院などで医療費が高額になりそうな場合は、限度額認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けましょう。医療機関等の窓口でのお支払いの際に、限度額認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証を提示すると、窓口負担が自己負担限度額までとなります。また、非課税世帯の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証を病院の窓口へ提示すると、入院時の食事代の標準負担額が減額されます。

対象者			申請	申請に必要なもの
69歳まで	世帯主または国保の加入者に、市民税課税者がいる人		必要	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険証 マイナンバー確認ができるもの 本人確認ができるもの
	世帯主及び国保の加入者全員が市民税非課税の人		不要	
70歳から74歳まで	自己負担割合	3割 市民税課税所得金額が690万円以上の国保加入者（70歳以上に限る）が同一世帯にいる人	不要	
		3割 市民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の国保加入者（70歳以上に限る）が同一世帯にいる人	必要	
	2割	上記に該当しない市民税課税世帯の人	不要	
		世帯主及び国保の加入者全員が市民税非課税の人	必要	
後期高齢者医療加入者（原則75歳以上）	自己負担割合	3割 市民税課税所得金額が690万円以上の後期高齢者医療加入者が同一世帯にいる人	不要	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療保険証 マイナンバー確認ができるもの 本人確認ができるもの
		3割 市民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の後期高齢者医療加入者が同一世帯にいる人（未申請の人）	必要	
	2割	上記に該当しない市民税課税世帯の人	不要	
	1割	同一世帯の全員が市民税非課税の人（未申請の人）	必要	

※自己負担限度額等については、市民課医療年金係へお問い合わせください。

国民健康保険に加入している人で、令和6年8月1日以降も引き続き限度額認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証が必要となる人は、更新手続きが必要となります。なお、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人で、令和6年度も引き続き非課税世帯に該当する人には、7月上旬に更新の申請書を送付します。

また、マイナンバーカードを保険証として利用することで、限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証の申請がなくても限度額が適用されます。

登録型本人通知制度

住民票等を本人以外の第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対し、その交付の事実を通知する制度です。

●通知する内容

交付年月日、交付した証明書の種類と通数、交付請求者（第三者等）の種別

●登録できる人

本市に住民登録または本籍がある（あった）人

●登録について

受付窓口 市民課市民係・忠海支所

●手続きに必要なもの

本人確認書類（運転免許証などの写真付き証明書）

※代理人が手続きする場合は、登録者の委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

問い合わせ

市民課 市民係 ☎ 22-7734

介護保険施設の食費・居住費を減額します

問い合わせ

地域支えあい推進課 介護保険係

☎ 22-7743

介護保険の施設サービスやショートステイを利用する人で、所得要件（市民税非課税世帯等）及び預貯金等の要件に該当される人は、申請により、食費と居住費の自己負担額に上限が設けられます。

現在認定を受けている人には、6月中に申請書類を送付しておりますので、7月中に更新の申請をしてください。

申請に必要なもの

介護保険証、マイナンバーが確認できるもの、本人確認書類、資産が確認できる預貯金通帳等の写し（通帳等をお持ちいただいた人は市役所でコピーします。）

介護保険施設の食費・居住費（太枠の部分に変更箇所です。）

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費（滞在費）				食費	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設	ショート ステイ
1	生活保護受給者の人等	要件なし						
	世帯 老年福祉年金受給者の人	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	880円	550円	550円(380円)	0円	300円	300円
2	全員が 前年の合計所得金額＋ 年金収入額が80万円 以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880円	550円	550円(480円)	430円	390円	600円
3-①	住民税 前年の合計所得金額＋ 年金収入額が80万円超 120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円	1,000円
3-②	非課税 前年の合計所得金額＋ 年金収入額が120万円 超の人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円	1,300円

※（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

竹原市戦没者・戦災死没者追悼式並びに平和祈念式典

竹原市の戦没者並びに戦災死没者に哀悼の意を表すとともに、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう、恒久平和を祈念するため、戦没者・戦災死没者追悼式並びに平和祈念式典を開催します。

日時 8月2日（金）11時～ 場所 ホテル大広苑 亀の間

【一般献花について】

献花をされる人はどなたでもご参列いただけます。（献花用の花は、会場に準備しています。）

日時 8月2日（金）12時～ 場所 市民館ホール前ロビー（12時～16時）
ホテル大広苑 亀の間（12時30分～14時）

問い合わせ

竹原市戦没者・戦災死没者追悼式並びに平和祈念式典実行委員会事務局
（地域支えあい推進課 福祉総務係） ☎ 22-2946



原爆死没者の慰霊・平和祈念の黙とうを

8月6日（日） 8時15分

